

小山市地域生活支援拠点事業

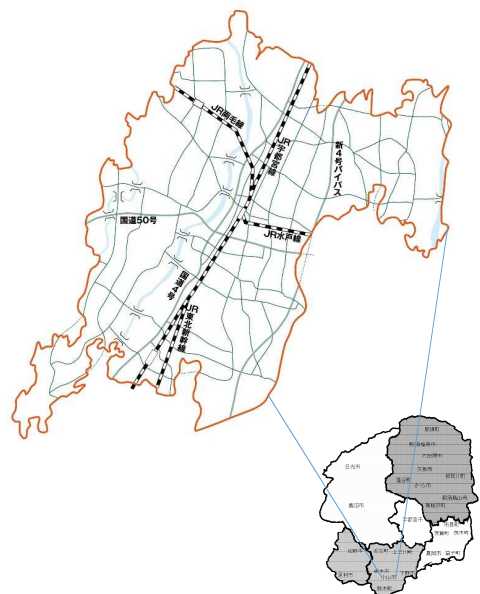


小山市 福祉課 障がい支援係
 委託法人 社会福祉法人パステル

I 小山市の概況

- 人口(平成30年4月現在) 167,169人
- 基幹相談支援センター(10月1日開設)
 相談員4名 業務委託
- 障害者手帳交付状況
 (平成30年4月現在)

身体障害者手帳所持数	4362 人
療育手帳所持数	1145 人
精神保健福祉手帳所持数	959 人



小山市の福祉サービス事業所数(平成30年7月1日現在)

居宅介護	16	就労移行支援	2
重度訪問介護	12	就労継続支援(A型)	5
同行援護	8	就労継続支援(B型)	18
行動援護	0	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	8
短期入所	3	放課後等デイサービス	15
生活介護	9	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	2	障害児短期入所	0
自立生活援助	0	指定一般相談支援	2
グループホーム	31	指定障害児相談支援	17
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	19
自立訓練(生活訓練)	2		

Ⅱ 拠点等体制の概要

設置時期:平成30年10月1日

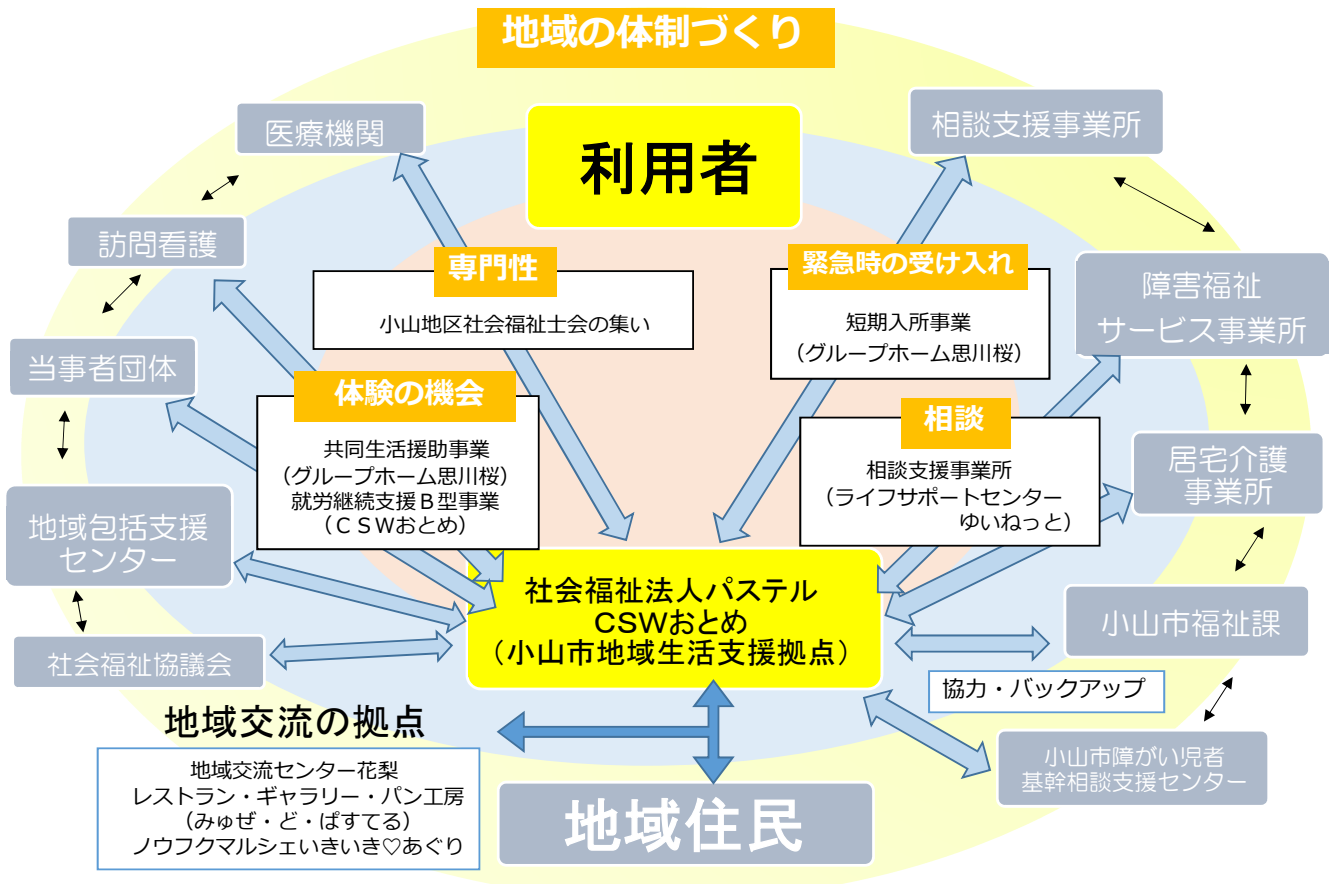
整備類型:多機能型支援拠点

委託法人等:社会福祉法人パステル(CSWおとめ)

備えている機能

- ①相談
- ②緊急時の受入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④人材の確保・養成
- ⑤地域のづくり

小山市地域生活支援拠点等体制図



相談・コーディネート窓口

相談機能:

窓口開設時間の他、窓口開設以外の対応として、携帯電話にて24時間365日の相談支援対応(緊急)

従事職員: 1.5名

専従の職員1名(相談員)、事務員0.5名

コーディネートの窓口兼務:

コーディネート専用ダイヤルの他、日中は窓口に従事

相談機能の詳細

- 窓口開設時間以外への対応として法人内各担当者が輪番制で携帯電話を携帯し、24時間365日の相談支援対応が可能な体制を整備。休日、夜間の対応として、輪番制で3名体制で対応。
- 緊急時の判断に関しては、必要に応じて基幹相談支援センターや福祉課とも連携し、判断していく。
- 同法人内にある相談支援事業所と事務所をまとめることで、相談支援の機能強化を図る。
- 緊急時の受入・対応については、法人内の短期入所事業所(思川桜Ⅰ・思川桜Ⅱ)があり、常時の受け入れ体制等の確保が可能。

コーディネート機能の詳細

- 法人内の共同生活援助(思川桜Ⅰ・思川桜Ⅱ)で、食事・入浴・交流など地域生活の体験利用が可能。
- 通所サービスの利用として、法人内の多機能型事業所CSWおとめでの作業体験も可能で、作業に対する適性を見ることもできる。また、日中活動においては、重症心身障害のある方への対応も実施。
- 総合的、専門的な相談支援を行いながら、関係機関との連携を強化していくことで、地域の社会資源を活用したコーディネートを図っていく。委託法人パステルは医療法人光風会と協定を結んでいる為、医療連携が実施可能。
- 相談内容に対して適切な助言等を行っていく。また、必要に応じて緊急訪問を行い、状況の把握とサービスの調整を行っていく。

小山市地域生活支援拠点における「緊急時の定義」

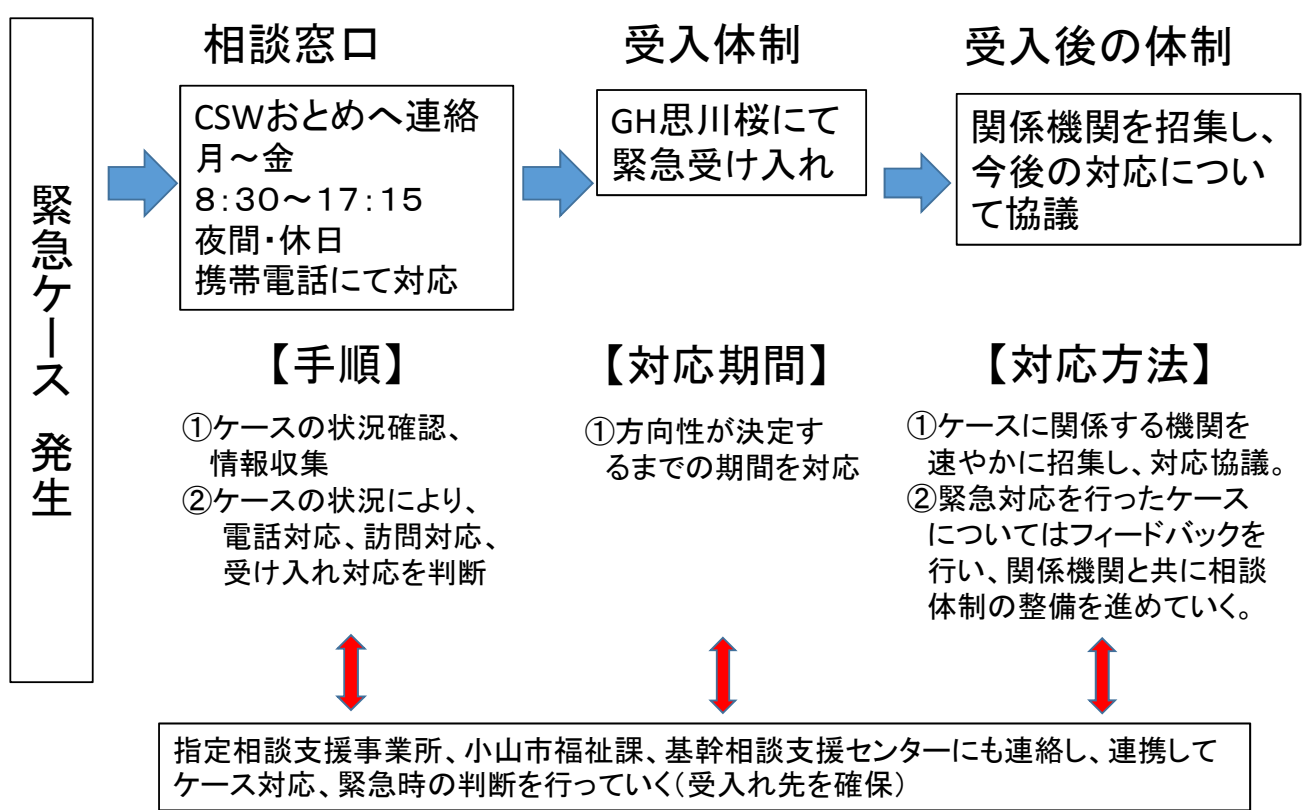
★緊急時とは・・・

介護を行うものの疾病、その他のやむを得ない理由により、障がい者等が居宅で生活することができない事情等が生じたことにより、当日または翌日から緊急的な支援が必要な場合。

(親と子、二人で生活をしており、親が病気や事故で本人が在宅で一人での生活が難しい等)

※小山市障がい児者基幹相談支援センターや福祉課とも連携し、判断していく。

緊急時支援のフロー図





Ⅲ 設置経緯・スケジュール

平成29年2月 地域生活支援拠点説明会の実施	地域生活支援拠点とは 小山市の推進内容について説明
平成29年7月 準備委員会の設置	小山市福祉課 小山市障がい者相談支援センター
平成30年5月 アンケート調査の実施	市内指定特定相談支援事業所及び相談支援事業所関連施設
視察	栃木市、佐野市(フロム浅沼)
公募(市内の法人を対象)	グループホーム、及び短期入所事業所の指定を受けている市内の法人を対象に簡易型プロポーザルを実施

検討にあたって特に重点を置いたこと

- ・ 今後、地域づくりをどのように行っていくか、障がい分野以外の関係機関、関係者との連携をどのように持っていくのか。
- ・ 緊急時対応の体制について、基幹相談支援センター・福祉課と地域生活支援拠点において連携方法(役割、連携方法など)
- ・ 整備類型について、面的な整備にするか、多機能型整備にするか。双方のメリット、デメリットを比較。
- ・ 多機能型拠点を委託するにあたり、どのような方法が良いか。

①検討の経過 ※自立支援協議会事務局会議(毎月開催)にて検討を実施

日時	準備委員会	自立支援協議会	内容
平成29年6月16日			拠点の類型について
平成29年9月11日			拠点の類型について、圏域で実施するか
平成29年9月22日			地域生活支援拠点について説明
平成30年1月26日			親会で「フロム浅沼」へ視察
平成30年3月2日			拠点で必要な機能について
平成30年4月19日			拠点で必要な機能について プロポーザルの実施について
平成30年6月21日			緊急の定義について
平成30年7月30日	簡易プロポーザルを実施（10月1日開設にむけ、福祉課内で随時検討）		

②アンケート調査

- 目的: 緊急の定義を定めるにあたり、事例の収集
- 時期: 平成30年5月
- 対象: 市内指定特定相談支援事業所
- 内容:

利用者に対する緊急時対応についてのアンケート

緊急事態の事例、対応方法、
緊急時に必要なこと 等

- 結果:

回答件数 19件(緊急事例、課題等を集約)

自立支援協議会において検討

③先進地視察

視察1：栃木市（平成29年5月）

参加者：

小山市福祉課、小山市障がい者相談支援センター

目的：

地域生活支援拠点の先進地である、栃木市に面的整備型を確認することで本市の拠点の在り方を検討する材料とするため。

視察2：フロム浅沼（30年1月）

視察参加者：

小山市自立支援協議会、小山市福祉課、小山市障がい者相談支援センター

目的：

多機能型拠点を整備するにあたり、先進地である佐野市地域生活支援拠点「フロム浅沼」を視察することで、委員の方へのイメージ作りを目的とした。

④説明会の開催

地域生活支援拠点設置説明会（平成29年2月）

目的	地域生活支援事業を実施するにあたり、市内の事業所へご理解及び協力体制の構築を目的とした。
対象	市内福祉サービス提供事業所（児、者） （市内33事業所が参加）
内容	小山市が目指す地域生活支援拠点（多機能型拠点）について説明

設置に際しての補助金等の活用状況

- ・地域生活支援事業
地域移行のための安心生活支援

事業所及び住民への周知方法

- ・プロポーザル(公募)を実施

平成30年5月 小山市HP上
(募集要領、仕様書を掲載)
平成30年9月 小山市HP上
(決定事業所を掲載)
平成30年10月 小山市HP上
(地域生活支援拠点について掲載)
平成30年10月 地域生活支援拠点開所式
(下野新聞掲載、
おやまテレビ、とちぎ640にて放映)

委託法人においてリーフレット等の作成

IV 実績(平成30年10月18日現在)

- ・緊急短期入所 0件
(相談)
- ・福祉サービス体験利用 0件
- ・地域づくり

- ①パステル主催の障害者雇用連携会議に参加
(H30. 10. 5 参加者 42名)

行政、障害者就業・生活支援センター、教育関係、ハローワーク、企業、相談支援事業所などが参加し、障害者雇用の取り組みなどの発表の他、障害者雇用の現状と課題についてグループワークを行った。

IV 実績(平成30年10月18日現在)

- ②見学者の状況

10/9

壬生町社会福祉協議会 地域支え合い推進員 1名

壬生町健康福祉課 2名

10/15

野木町特別支援教育手をつなぐ親の会 21名

野木・小山・下野地区特別支援教育進路研究会 44名

関係者との連携及び研修・検討会の実施状況

• 検討会

法人内部に地域生活支援拠点評価委員会を設置。支援内容や対応状況について検討。必要に応じて、医療分野・高齢分野・児童分野なども招集していく。また、年に数回基幹相談支援センターや自立支援協議会に検討結果を提示していく。

• 研修会

定期的に小山地区社会福祉士会の集いを開催しており、障害分野以外の関係機関も参加し、各回のテーマに応じて研修を実施。また、法人主催で企業関係、行政関係、教育関係、障害者就業・生活支援センターなども参加した障害者雇用連携会議にも参加。

• 広報・PR等

リーフレットを作成し、関係機関などへの周知を行っている他、法人のホームページにも地域生活支援拠点の情報をのせていく。

課題

- 現状として、医療的ケアが必要な方の短期入所の受け入れは難しい状況。しかし、地域でのニーズは高いため、今後法人外の関係機関も含め、整備していく必要がある。
- 家庭での支援が難しいケース、虐待ケース、社会的に孤立してしまうケースなど、従来の福祉制度のはざまになってしまう可能性があるケースへの体制整備。

V 今後の方針

- CSWおとめは、地域の方々と交流できる環境があるため、地域づくりという点を特色に取り組んでいきたい。
具体的なものとして、
 - 地域交流センター花梨(だれでも無料で利用できるスペース)
 - レストランみゆぜ・ど・ぱすてる
 - ギャラリースペース
 - ノウフクマルシェいきいき♡あぐり(地域の方たちの野菜市場)
- 小山市内の各地域それぞれの課題を抽出し、地域連携に努めていく。
- 今後の少子高齢化に向け、障害以外の分野との連携による地域の組織づくり
- 緊急時対応における体制整備
 - ハード面・・・グループホーム建設の検討
 - ソフト面・・・人材育成

VI その他関連する取組・参考資料

- 参考資料
「小山市地域生活支援拠点リーフレット」

～ひとりで悩まないで～

小山市地域生活支援拠点(CSWおとめ)のご案内

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害をお持ちの方が安心して暮らせる体制づくりを目指していくことを目的として、平成30年10月1日から始めました。

相談

- ・相談支援事業 (ライフサポートセンターゆいねっと)

- ・相談支援事業所によるトータルサポート
- ・スタッフが365日携帯電話を所持し24時間相談対応。緊急時は必要に応じて訪問対応。

緊急時の受け入れ

- ・短期入所事業 (グループホーム思川桜)

- ・法人内事業所のグループホーム思川桜で対応。
- ・「今日どうしよう」「今日預ける場所がない」時のサポート体制

地域の体制づくり

- ・地域交流センター花梨
- ・レストラン・ギャラリー・パン工房 (みゆげ・ど・ぱすてる)
- ・ノウフクマルシェいきいき♡あぐり

- ・ひとり暮らしやグループホームにそなえて
- ・食事・入浴・日中活動・交流など地域生活の体験

- ・共同生活援助事業 (グループホーム思川桜)
- ・就労継続支援B型事業 (CSWおとめ)

- ・多職種連携 (医療、高齢、児童等) による専門性の向上、ネットワーク化
- ・基幹相談支援センターとの連携

- ・小山地区社会福祉士会の集い

体験の機会

専門性

お問い合わせ先

小山市地域生活支援拠点 (CSWおとめ)

住所：栃木県小山市乙女625-2

TEL：0285-39-6088 (月曜日～金曜日 8:30～17:15)

FAX：0285-39-6188

メール：kyoten-oyama@fukushi-pastel.jp

夜間、緊急時はこちらへ (TEL：070-2647-5659)

真岡市 地域生活支援拠点等整備 の概要



真岡市 健康福祉部
 社会福祉課 障害者福祉係

I 真岡市の概要（平成30年4月1日現在）

●人口・世帯数

・総人口	79,414人
〔男性〕	40,058人
〔女性〕	39,356人
・世帯数	29,253世帯

●障がい者数

・身体障がい者	2,701人
・知的障がい者	768人
・精神障がい者	390人
合計	3,859人



真岡市障害福祉サービス事業所の状況

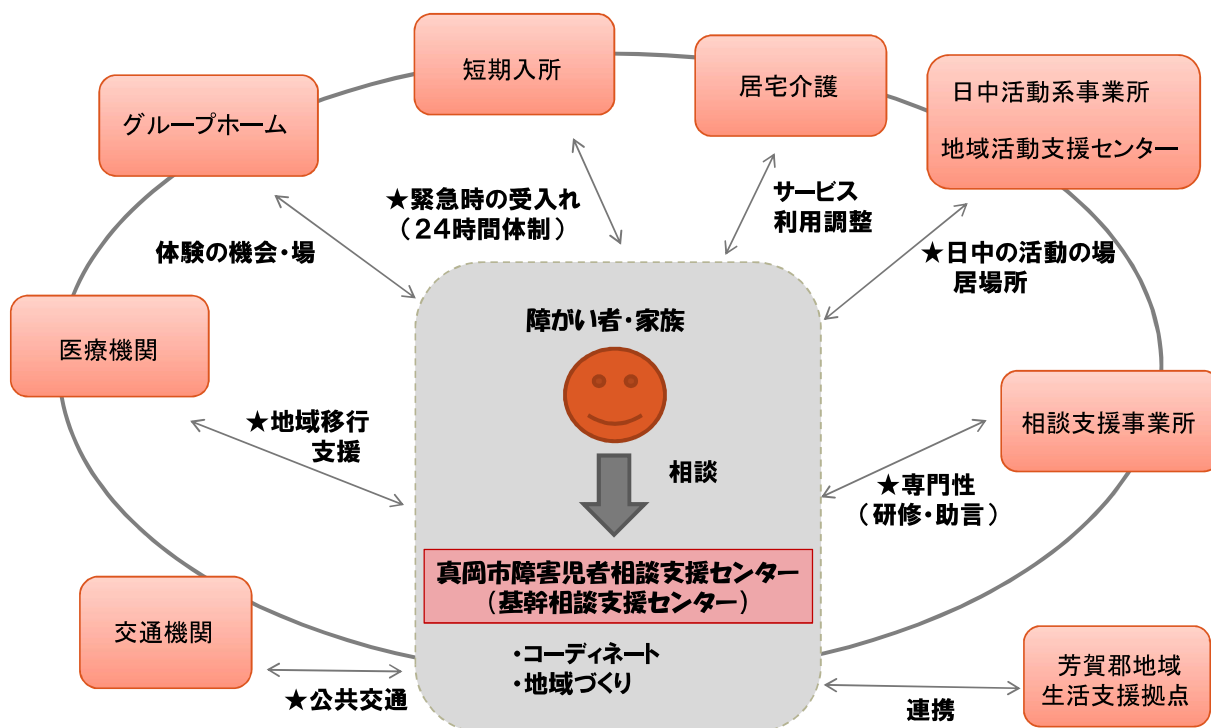
サービスの種類	事業所数	サービスの種類	事業所数
居宅介護	6	就労定着支援	0
重度訪問介護	2	自立生活援助	0
同行援護	1	短期入所	1
行動援護	0	共同生活援助	4
重度障害者等包括支援	0	施設入所支援	1
療養介護	0	児童発達支援センター	0
生活介護	4	児童発達支援	6
自立訓練（機能訓練）	0	放課後等デイサービス	1 1
自立訓練（生活訓練）	0	保育所等訪問支援	1
就労移行支援	2	指定一般相談支援	1
就労継続支援（A型）	1	指定特定相談支援	4
就労継続支援（B型）	5	障害児相談支援	4

（平成30年7月1日 現在）

Ⅱ 拠点等体制の概要

- 設置時期 平成30年4月1日
- 整備類型 面的整備
- 備えている機能
 - ①相談
 - ②緊急時の受入れ・対応
 - ③体験の機会・場（整備を検討）
 - ④人材の確保・養成
 - ⑤地域の体制づくり

真岡市地域生活支援拠点等体制図



相談・コーディネート窓口

- 相談《平日日中》 真岡市障害児者相談支援センター
- ・4名体制(相談支援専門員4名)
 - ・障害者やその家族からの相談(委託相談)
 - ・総合的、専門的な相談にも応じる(基幹相談)

《夜間休日》 真岡ハートヒルズ(バックアップ)

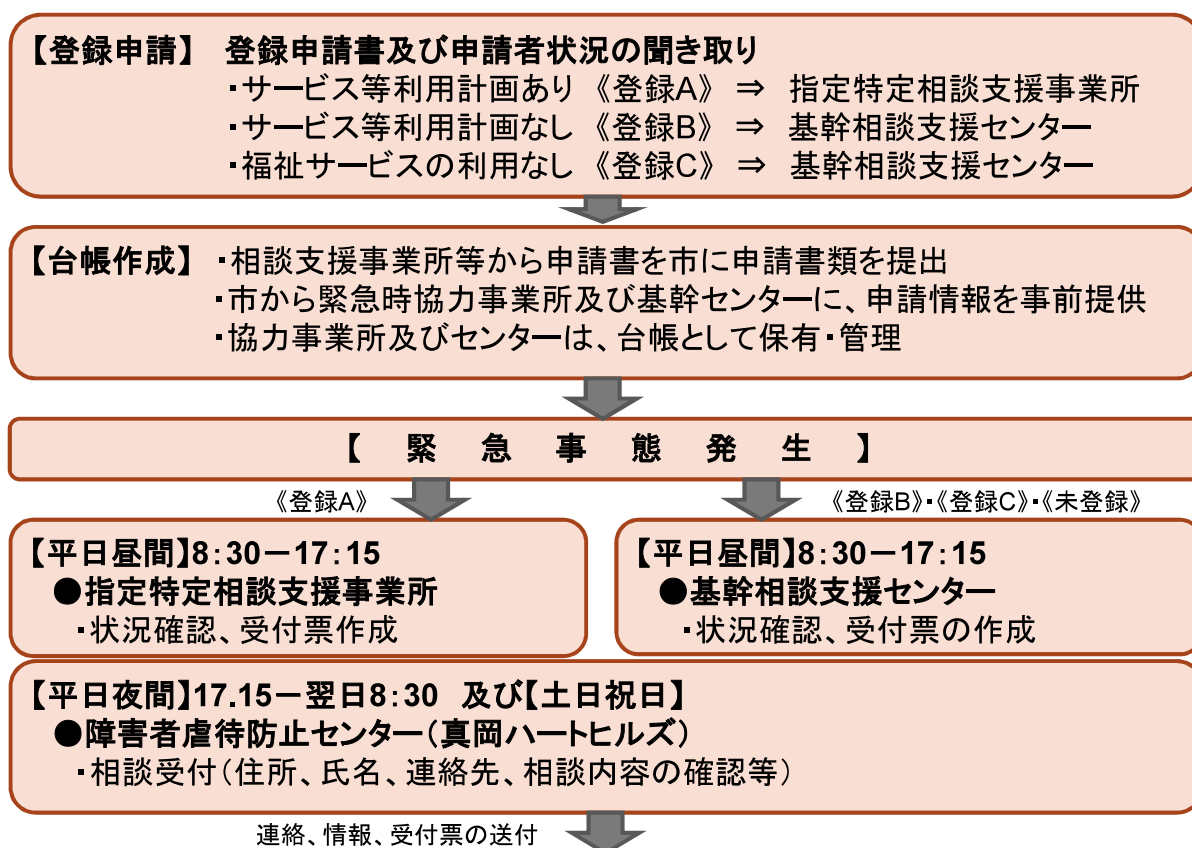
- コーディネート機能 真岡市障害児者相談支援センター
- ・地域生活支援拠点整備
 - ・緊急一時支援(緊急短期入所)の受付、調整
 - ・病院からの地域移行に関するコーディネート

真岡市地域生活支援拠点における 「緊急時の定義」

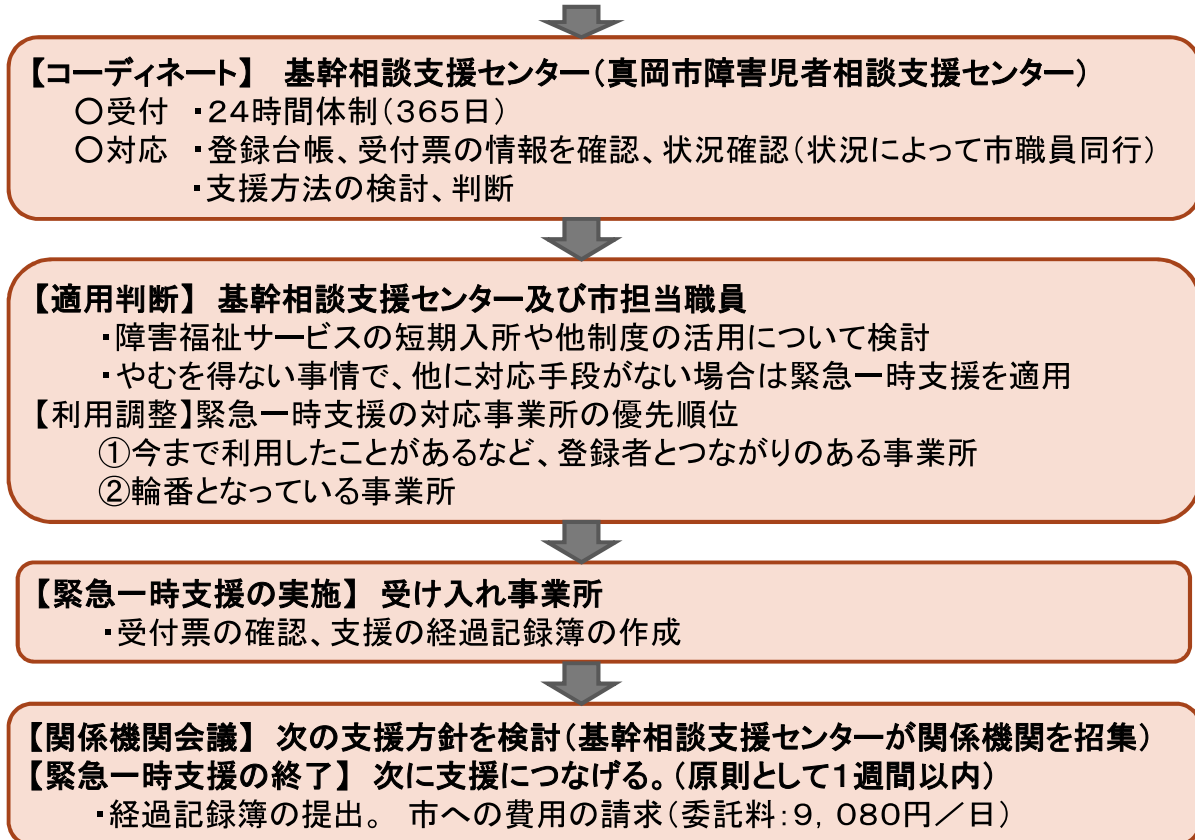
★緊急時とは・・・

障がい者の介護を行う者が、病気、入院、死亡、その他やむを得ない理由より、居宅で生活することができない、かつ、当日または翌日に支援が必要な場合

緊急時支援のフロー図 ①



緊急時支援のフロー図 ②



Ⅲ 地域生活支援拠点の設置の経緯

○芳賀地区地域生活支援拠点モデル事業推進会議の設置 (平成30年6月5日)

【目的】 市及び芳賀郡が、それぞれの地域生活支援拠点整備を連携して進めるための協議を行うため。

【メンバー】 関係法人の代表 4名 県東健康福祉センター 1名
県協働コーディネーター 1名
真岡市障害児者相談支援センター 3名
芳賀郡障害児者相談支援センター 3名
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町 5名

【開催実績】 年間7回開催

6/5 7/28 8/29 9/19 10/31 12/26 1/30

※事務局会議 年間9回開催（推進会議に市町での事前協議）

◆モデル事業(補助金)の活用

○相談支援センターにコーディネーター1名配置

相談支援体制の強化、緊急時対応等の課題について、市の地域生活支援拠点に必要な機能を整備する。

・芳賀地区での連携

芳賀地区は、社会資源が非常に乏しいため、必要に応じ、芳賀郡4町と連携して課題に取り組む。

・拠点整備モデル事業推進会議に参加

芳賀郡で開催する事務局会議及び推進会議(月1回程度)に事務局として参加し、芳賀地区全体での整備状況を報告・確認する。

◆重点的に整備を進めた機能

1. 地域移行
2. 相談支援強化
3. 緊急時受け入れ
4. 地域活動支援センターの充実
5. 公共交通の検討

※芳賀地区として連携して実施する



1. 地域移行支援

(1) 退院支援(モデル的实施)

- ① 県東健康福祉センターと連携し、精神科病院に入院中の方から地域移行対象者を決定
- ② 病院, 真岡市障害児者相談支援センター, 県東健康福祉センター, 市が、本人及び家族と面談し、意思を確認
- ③ 地域移行のための支援方法を検討
- ④ 指定一般相談支援事業所への助言(相談支援センター)



・上半期1名、下半期1名について、指定一般相談支援事業者と連携して、退院支援を行ったが、退院にはつながらなかった。

1. 地域移行支援

(2) 指定特定相談支援事業者等との意見交換会

- ① 市において、各事業者の利用名簿と更新時期・モニタリングの時期を一覧表にまとめる
- ② 事業者は、その一覧にケースの関わり方などをまとめ、それを基に委託相談及び市と意見交換会を実施する
- ③ ケースの数・困難さ・ばらつきを確認し、事業者の負担を“見える化”、助言等を行う。



【実施事業者数・実施回数】

- 指定特定相談事業者 5か所 (各1回実施)
- 障害者就業・生活支援センターとも意見交換会を実施

1. 地域移行支援

(3) 地域生活支援拠点整備事業研修会

○地域移行・地域定着を進めるにあたり、各事業所から、精神障がい者の支援に苦慮しているという意見が多数あり



2月26日 精神障害に関する研修会開催

テーマ 「精神疾患を持つ方への支援について」

- ・講師 自治医科大学看護学部 永井 優子 博士
 - ・対象者 芳賀地区の事業所職員及び支援関係者
 - ・参加者 16事業所から42名
- ※研修に際し、アンケートを実施

2. 相談支援強化

(1) 基幹相談支援センターの設置検討

- ①地域生活支援拠点等を面的に整備するため、中核となる基幹相談センター設置を検討
- ②平成29年8月 先進地視察
 - …… 栃木市障害児者相談支援センター
- ③障害児者相談支援センターを基幹センターとして機能強化する際の役割分担及び人員配置について検討



- ・平成30年4月から障害児者相談支援センターを機能強化し、基幹相談支援センターとして設置
- ・相談支援員を2名から4名に増員

3. 緊急時受け入れ（1市4町共同実施）

(1) 緊急一時支援事業（愛称:はが地区あんしんネット）

- ①他圏域と比べ、短期入所定員数が少ない
- ②緊急時の受け入れ急務との意見
- ③短期入所事業所への緊急受け入れの実施調査
- ④4つの社会福祉法人に事業協力依頼

（飛山の里福祉会・こぶしの会・同愛会・益子のぞみの里福祉会）

- ⑤8月に先進地を視察（栃木市「くらしだいじネット」）
- ⑥1月に相談支援事業者に説明会を開催

・・・登録申請受付や緊急時を想定した計画の策定について



平成30年4月から緊急一時支援事業開始

3. 緊急時受け入れの状況（平成30年9月末現在）

【緊急一時支援登録者の状況】

①登録種別		②年代別		③障害種別							
登録	人数	年代	人数	身体	人数	知的	人数	精神	人数	身体知的	人数
A	35	～10代	19	1級	4	A1	4	1級	1	1級A1	5
B	0	20代	5	2級	1	A2	8	2級	1	3級B1	1
C	4	30代	9	—	—	B1	7	—	—	4級A2	1
合計	39	40代	2	—	—	B2	5	—	—	5級A1	1
		50代	3	合計	5	合計	24	合計	2	合計	8
		60代～	1								
		合計	39								

④短期入所登録の有無

短期入所	人数
あり	18
なし	17
調整中	4
合計	39

⑤医療的ケアの有無

医療的ケア	人数
あり	2
なし	37
合計	39

緊急一時支援の
利用相談件数
0件
(H30.9.30時点)

4. 地域活動支援センターの充実

○精神障がい者の増加にともない、社会復帰に関する体験や日中の居場所が不足していることが地域の課題

(1) ほっとCHA（1市4町共同で委託）

- ①事業者と一緒に先進地視察・・・ふれ愛みゆき
- ②事業者との意見交換会 ⇒ 市町や関係機関との連携

(2) 真岡市地域活動支援センター（真岡市単独で委託）

身体及び知的障がい者のみではなく、精神障がい者の受入れも必要

- ⇒①先進地視察（2か所）・・・ほっとCHA・ふれ愛みゆき
- ②視察先にて職員実地研修（10月～11月）・報告会（1月）
 - ③精神障がいに関する勉強会（2月）〔講師：障害児者相談支援センター〕



平成30年4月から精神障がい者の受け入れ開始
（平成30年9月末現在：4人が新規登録）

5. 公共交通の検討

【現状】

- ・障がい者が事業所への通所の際、交通手段が少ない
- ・アンケートから、障がい者の移動手段は、家族の送迎によるものが多い
- ・アンケート結果では、外出ニーズはある



【今後の課題】

- ・公共交通を利用しやすくするための検討
- ・デマンド交通の利用拡大
- ・芳賀地区では、圏域内の社会資源を相互に利用するため、1市4町が連携し課題に取り組む

課題及び今後の方針①

1. 相談

- ・緊急時に必要な支援を盛り込んだ計画づくりの推進
- ・相談支援事業所数の増加と相談員のスキルアップ

2. 体験の機会・場

- ・実施できる施設等の確保
- ・サテライト型住居の活用などの検討

3. 緊急時の受け入れ・対応

- ・実際に緊急事態が発生した場合の動き方
- ・医療的ケア児者の受け入れ方針の整理
- ・入所のみならず、かけつけ支援(訪問)等の導入

課題及び今後の方針②

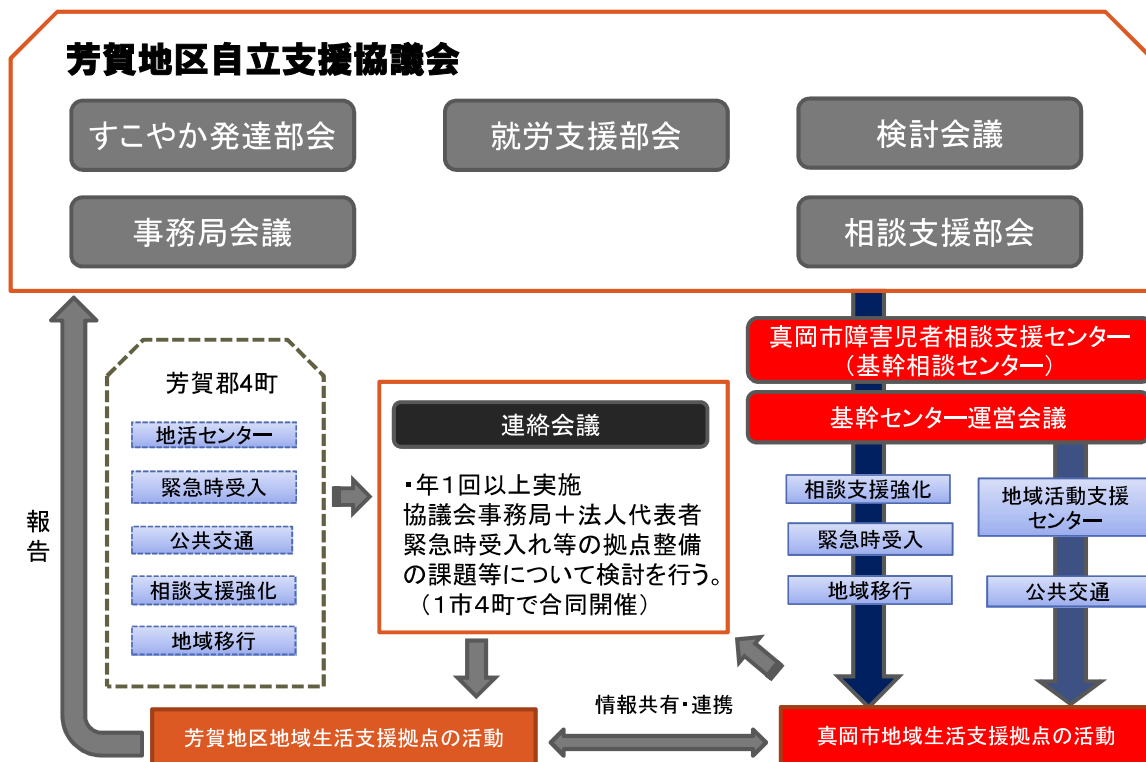
4. 人材の確保・養成

- ・加齢による障害の重度化や医療的ケアが必要な方への対応ができる専門性をもった人材の育成を、県の研修会などを活用しながら進める。

5. 地域の体制づくり

- ・基幹相談支援センターの周知を進め、センターを中心としたサービス体制の確保や県東圏域の社会資源との連携体制の強化を推進する。

平成30年度からの推進体制（イメージ図）



大田原市

地域生活支援拠点等整備の概要



大田原市 保健福祉部
福祉課 障害支援係

大田原市

I 大田原市の概要

○人口・世帯数(平成30年4月1日現在)

・総人口	71,562人
┌ 男性	35,528人
└ 女性	36,034人
・世帯数	28,221世帯

○障害者手帳交付状況(平成30年4月1日現在)

・身体障害者手帳所持者数	3,349人
・療育手帳所持者数	665人
・精神保健福祉手帳所持者数	466人

大田原市

大田原市内障害福祉サービス事業所の状況
(平成30年4月1日現在)

サービスの種類	事業所数	サービスの種類	事業所数
居宅介護	9	自立訓練(生活訓練)	4
重度訪問介護	7	就労移行支援	5
同行援護	4	就労継続支援(A型)	3
行動援護	0	就労継続支援(B型)	8
療養介護	1	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	4
短期入所	8	放課後等デイサービス	6
生活介護	8	保育所等訪問支援	0
施設入所支援	3	指定一般相談支援	1
自立生活援助	0	指定特定相談支援	10
グループホーム	16	障害児相談支援	6
自立訓練(機能訓練)	0		

大田原市

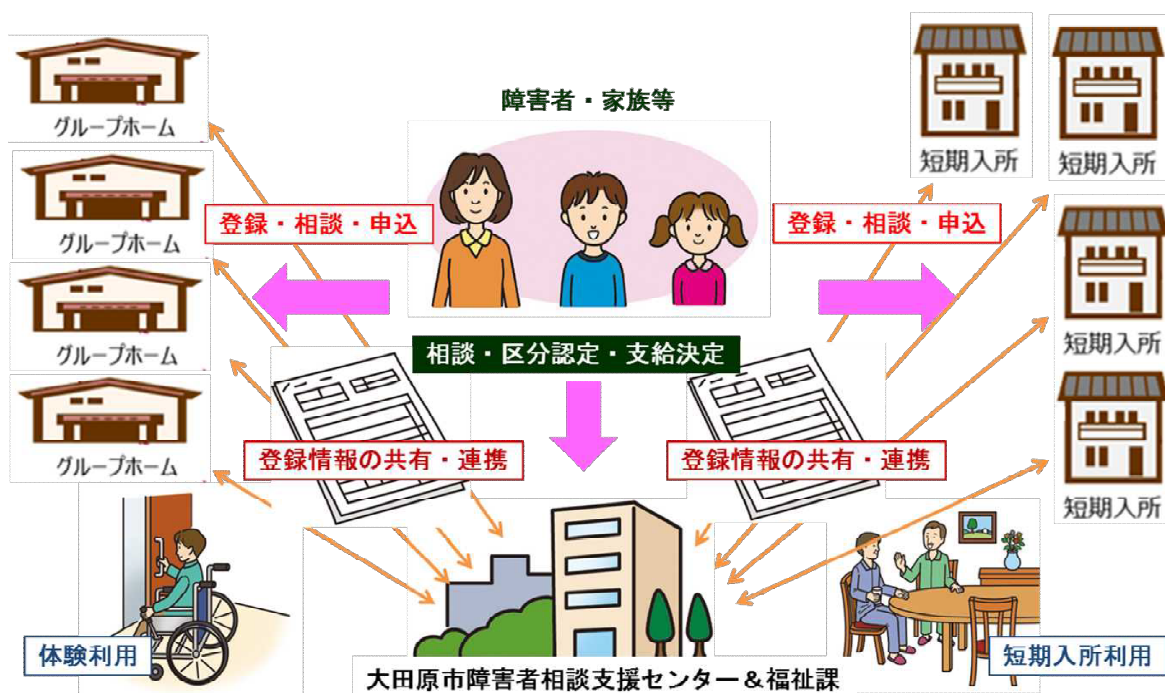
Ⅱ 拠点等体制整備の概要

- 設置時期 平成30年4月1日
- 整備類型 面的整備
- 備えている機能
 - ①相談
 - ②緊急時の受入れ(短期入所)
 - ③体験の機会・場 (グループホーム)

※但し、②、③は事前登録制
- 受入事業所
 - 短期入所 6法人
 - グループホーム 6法人

大田原市

大田原市版 地域生活支援拠点 イメージ図



大田原市

相 談

○地域生活支援拠点に関する相談先

- ・福祉課、大田原市障害者相談支援センター、相談支援事業所

○登録者の緊急時の連絡先

- ・平日日中 福祉課、大田原市障害者相談支援センター、相談支援事業所
- ・夜間休日 障害福祉サービス事業所

※緊急の場合は、必要に応じ、担当する相談支援専門員又は、福祉課担当職員へ連絡

大田原市

緊急時の受入れの内容

- 対象者
 - ・介護する家族等が病気や入院等の理由で支援が必要な方（事前登録制）
- 登録出来る方
 - ・区分認定を受けて各事業所と契約をしている方
- 実施方法及び費用
 - ・福祉サービスの短期入所で受入れを行い、介護給付費で対応する。
- 受入れ期間
 - ・原則として7日以内。
（それ以降の対応については、市と協議するものとする。）

大田原市

体験利用の内容

- 対象者
 - ・親元からの自立と、長期入院等からの地域移行に向けたグループホームの体験を希望する方
（事前登録制）
- 登録出来る方
 - ・区分認定を受けて各事業所と契約をしている方
- 実施方法及び費用
 - ・福祉サービスのグループホームで体験入所を行い、訓練等給付費で対応する。
- 体験入所期間
 - ・原則として7日以内。

大田原市

Ⅲ 地域生活支援拠点設置の経緯

① 自立支援協議会での検討

- ・平成28年度第2回自立支援協議会全体会の中で設置に向けて検討開始
- ・自立支援協議会各専門部会の中で本市における必要な機能の検討
- ・当事者及び福祉サービス事業者を対象に説明会を開催し、意見聴取
- ・平成28年度第3回自立支援協議会全体会の中で地域に求められる機能や整備手法を決定するための準備委員会を設置

大田原市

② 地域生活支援拠点準備委員会の開催

回	年 月 日	内 容
第1回	平成29年5月26日(金)	拠点整備の協議経過・拠点の機能具体例等を説明 求められる機能の意見交換 ほか
第2回	平成29年6月21日(水)	求められる機能の確認・意見集約 取組方法の意見交換 ほか
第3回	平成29年7月21日(金)	大田原市版地域生活支援拠点イメージ図の確認 地域自立支援協議会提案に向けた意見交換

大田原市

③準備委員会の検討結果

○準備委員会の検討結果、大田原市において求められる機能

- ・ **緊急時の受入れ機能**
介護者、家族、親族等の急病、怪我等による短期入所受入れ
- ・ **体験利用機能**
親元からの自立と、長期入院等から地域移行に向けたグループホームの体験利用

大田原市

④事業所及び住民への周知方法

○事業所等への説明、住民への周知

- ・ 平成30年 1 月 短期入所、グループホームの事業所に対する説明
- ・ 平成30年 2 月 自立支援協議会全体会の中で平成30年度からの地域生活支援拠点の実施について説明
- ・ 平成30年 3 月 自立支援協議会相談支援部会の中で協力依頼
- ・ 平成30年 4 月 短期入所、グループホームの事業所に対し協力依頼
- ・ 平成30年 8 月 大田原市の広報に掲載

大田原市

今後の課題など

- 24時間365日の相談支援体制の確保
 - 基幹相談支援センターの設置
- 認定を望まない精神障害者の区分認定
 - 精神科医療機関との連携が必要
- 緊急時の受入れ・体験利用の方法等の周知
 - 市、相談支援センター及び地域自立支援協議会が主体となり実施
- 事例の積み上げ
 - 市及び相談支援センターの連携が必要
- 新たな課題
 - 相談支援部会、当事者部会、事業所部会、障害者相談支援センターで洗い出し、地域自立支援協議会全体会で協議が必要

芳賀郡地域生活支援拠点体制の概要

平成 30 年 10 月作成

益子町 民生部 健康福祉課 福祉係

1 芳賀郡の概況（平成 30 年 4 月 1 日現在） ※3 月 31 日現在

町名	人口	身体障害者手帳所持数	療育手帳所持数	精神保健福祉手帳所持数※
益子町	22,500	860	270	119
茂木町	12,462	580	163	91
市貝町	11,821	402	103	62
芳賀町	14,952	558	150	73
計	61,735	2,400	686	345

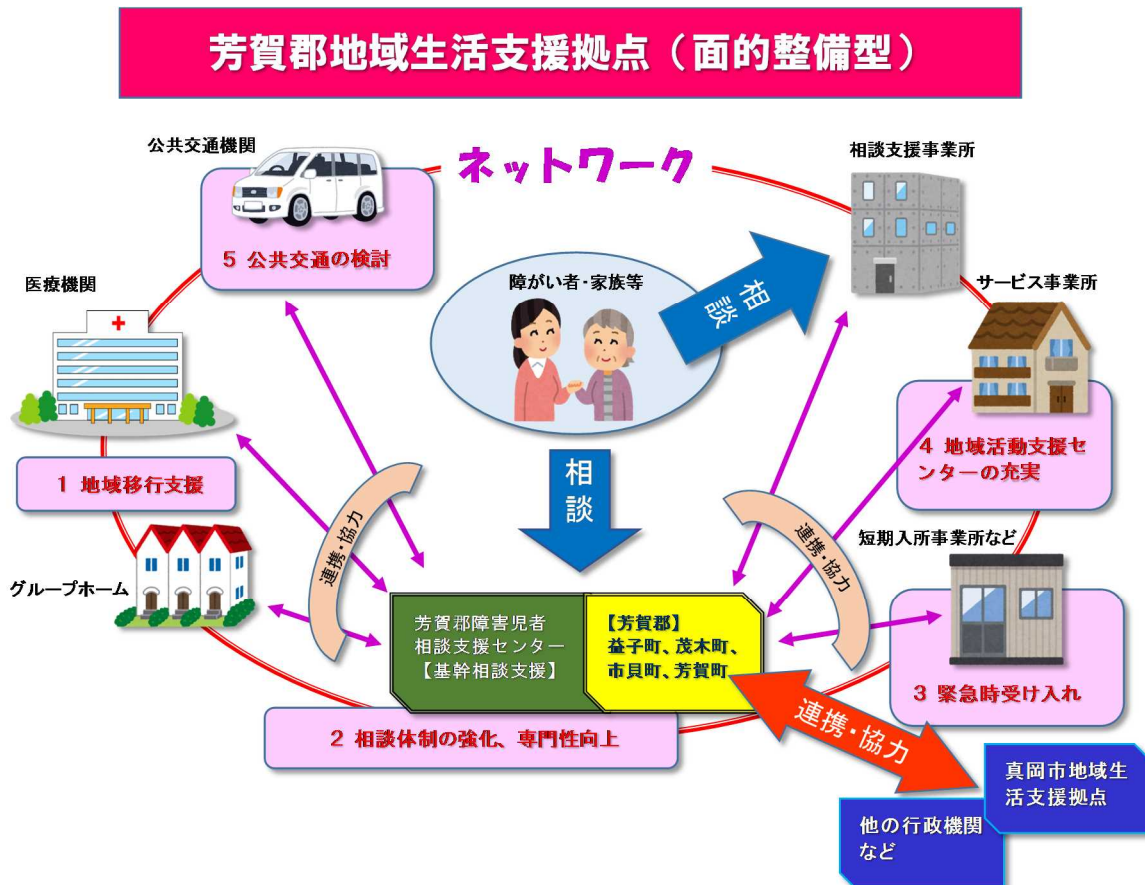
2 芳賀郡の障害福祉サービス事業所数（平成 30 年 7 月 1 日現在）（出典：栃木県 HP）

サービス名	事業所数	サービス名	事業所数
居宅介護	7	就労移行支援	2
重度訪問介護	5	就労継続支援(A型)	1
同行援護	1	就労継続支援(B型)	8
行動援護	2	就労定着支援	0
重度障害者等包括介護	0	児童発達支援	0
短期入所	5	放課後等デイサービス	1
生活介護	5	保育所等訪問支援	0
施設入所支援	2	障害児短期入所	4
自立生活援助	1	指定一般相談支援	2
共同生活援護(GH)	17	指定障害児相談支援	5
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	5

3 地域生活支援拠点体制の概要

- (1) 設置時期 平成 30 年 4 月 1 日
- (2) 整備類型 面的整備型
- (3) 委託法人等
 - ①芳賀郡障害児者相談支援センター運營業務(3 法人)
 (福) 益子のぞみの里福祉会、(福) 同愛会、(福) こぶしの会
 - ②緊急一時支援事業(はが地区あんしんネット)(4 法人)
 (福) 益子のぞみの里福祉会、(福) 同愛会、(福) こぶしの会、(福) 飛山の里福祉会
 - ③利用施設が重なる点が多い、真岡市地域生活支援拠点との連携
- (4) 芳賀郡地域生活支援拠点が備えている機能
 - ①地域移行支援
 - ②相談体制強化、専門性の向上
 - ③緊急時受け入れ
 - ④地域活動支援センターの充実
 - ⑤公共交通の検討

4 芳賀郡地域生活支援拠点体制図



5 芳賀郡地域生活支援拠点の取り組み内容

(1) 地域移行支援

【地域の課題】

- ①行政も、事業者も地域の精神科病院等に長期入院している障害者がいることはわかっているが、本人や家族がどのような意向か把握していないケースがある。
- ②病院側はどのように退院を進めてよいかわからないケースがある。対応者によって支援先の情報に差がある。
- ③地域で受け入れる場合の手順や成功例が少なく、共有されていない。

【課題を受けての取り組み内容】

- ①県東健康福祉センターが主導する「地域移行・地域定着連絡会」に参加し、地域の医療機関からの退院、地域移行のための情報共有やモデルケースを通じて、地域移行の手順を地域で共有する取り組みを行う。コーディネーターには障害児者相談支援センターや地域の相談支援事業所が共同である。また、モデルケースになった場合にも患者に過度の負担にならないよう、関係者が配慮する。
- ②医療機関従事者と入院患者が障害福祉サービスへの理解を深めるため、地域の障害福祉サービス事業所を見学したり、利用者の声を聴く機会を設ける。

(2) 相談体制強化、専門性の向上

【地域の課題】

- ①芳賀郡では地域の相談支援事業所の数が十分とはいえず、既存の事業所への負担になっておるほか、相談事例も複雑化している。
- ②相談支援事業所のスキルアップを行うための研修が開かれていても、業務が多忙で、研修に参加したり、関係先に相談することも困難なときがある。

【課題を受けての取り組み内容】

- ①地域の相談支援事業所のスキルアップのため、自立支援協議会の相談支援事業所が参加する部会での研修や地域のニーズに応じた事業者向けの研修会を開催する。

(3) 緊急時受け入れ

【地域の課題】

- ①障害者団体、事業者や相談支援事業者からの聞き取りによると、障害者の家族が親亡き後や介護者が緊急時にどのように対処すべきか不安を抱えているとの声がある。
- ②事業者が緊急時に対応する際の取り決めがなく、預ける側も預かる側も不安を抱えている。

【課題を受けての取り組み内容】

- ①真岡市も含めた芳賀地区において緊急一時支援事業「はが地区あんしんネット」を平成30年4月から運用を開始した。対象者は在宅の障害者の介護を行う者が、病気や入院等で緊急時、障害者が居宅で生活することができないとき、当日又は翌日に支援が必要な方。対象者は原則、事前

に登録し、障害児者相談支援センターや相談支援事業所が主に受付窓口となり、障害児者相談支援センターがコーディネートを行い、地域の受け入れ可能な事業所に受け入れを要請する。受入期間は1週間以内。

②登録者数は次のとおり(平成30年10月1日現在)

町名	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	計
人数	5	4	3	4	16

(4) 地域活動支援センターの充実

【地域の課題】

①芳賀郡にはⅢ型の地域活動支援センター1カ所のみで、障害者の居場所づくりとして、益々利用ニーズが増えていくことが予想される中、機能の充実を図っていく必要がある。

【課題を受けての取り組み内容】

①事業者との連絡会を設け、定期的な情報共有に努める。

(5) 公共交通の検討

【地域の課題】

①芳賀郡には公共交通として真岡鐵道、路線バスがあるが事業所との距離があり、通所することが難しい。

②以前に地域で行ったアンケートでは、移動は家族の自家用車が主で、自ら公共交通を利用しようとする意識は低い。

【課題を受けての取り組み内容】

①利用を促す手段を検討する。

②デマンド交通の有効利用を検討する。(福祉部門のみの検討では限界もある)

6 芳賀郡地域生活支援拠点整備の経緯

平成28年2月

芳賀地区自立支援協議会において、地域生活支援拠点整備の方向性を確認

平成28年8月

芳賀地区自立支援協議会において、地域生活支援拠点についての検討を報告

平成28年8月

地域生活支援拠点の整備方針の検討を開始(関係者会合延べ7回)

平成28年11月

芳賀郡において県の補助を受け地域生活支援拠点体制整備モデル事業を行うことを決定

平成29年3月

芳賀地区自立支援協議会においてモデル事業実施を報告

平成 29 年 4 月

モデル事業を開始(～3月まで)、市町などの会議、地域事業所の代表者も参加・検討する会議をそれぞれ月1回程度開催

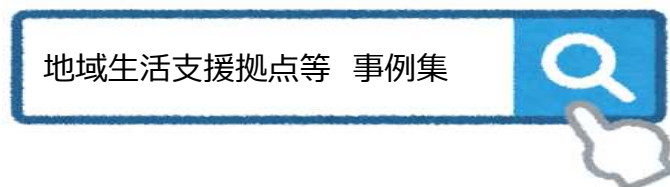
平成 30 年 4 月

芳賀郡地域生活支援拠点の活動開始、緊急一時支援事業「はが地区あんしんネット」運用開始

7 今後の課題

- (1) 全てにおいて始まったばかりなので、さまざまな点を点検し、適時見直していく。
- (2) 緊急一時支援事業について、いまだ発動実績がないため、発動後、検証が必要になってくる
ことが考えられる。

本事例集は栃木県ホームページにも掲載しています。



【本事例集に関するお問い合わせ先】

栃木県保健福祉部障害福祉課

栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 20

TEL : 028-623-3492